

令和 7 年第 3 回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和 7 年 3 月 2 8 日
		1 3 時 3 0 分～1 4 時 3 4 分
会	場	海老名市役所 6 階議員全員協議会室

令和7年第3回海老名市農業委員会定例総会

令和7年3月28日「令和7年第3回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は12名で次のとおりである。

1 番 深澤 伸治	2 番 宮 基 功	3 番 澤地 正典	4 番 井上 勝
	6 番 岩壁 正和		8 番 波多野 寛
9 番 市川 和美	10 番 小松 佐一	11 番 鈴木 徹	12 番 橋本 保
13 番 青木 莊一	14 番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15 番 本多 洋	16 番 大貫 信夫	17 番 重田 政一	18 番 西海 正義
19 番 西山 勝敏	20 番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主 査 加藤友彦、
主 事 高野 栞、

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明の証明願による専決処分について（報告）
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地の使用貸借権の解約について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

次に、海老名市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、議案書 3 ページから 5 ページ、4. 報告事項（1）活動状況、（2）農地の異動状況、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 今回の申請者、■■■さんにおきましては、地区でも有名な農地を大規模に持っておられます。■■■さんに関してのいろいろな情報等についても、何ら各地区で問題点とかそういうものはなく、今回、申請をするに当たっては、特に何も障害はないと考えられます。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■■さんの農家世帯としての状況でございますが、■■■■■さん、奥様の■■■■■さん、ご長男の■■■■■さん、長男の奥様の■■■さんが農業従事者だそうです。経営主は、令和7年の農家台帳では■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は56年、農業従事日数は260日、奥様の■■■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は200日、ご長男の農業経験年数は26年、農業従事日数は260日、ご長男の奥様の農業経験年数は5年、農業従事日数は150日ということです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地で、田んぼが■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■平米、借入地で、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■平米です。機械につきましては、トラクター■台、耕運機■台、田植機■台、コンバイン■台等を所有しておりまして、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 昨日、委員3人と事務局1人の計4人で現地を見に行きました。写真のとおり、きれいに耕耘されていまして。何の問題もないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

【議長】 ないようですので、意見のある方。

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

(举手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

次に、議案書 7 ページ、日程第 2、議案第 9 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてでございます。生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の３つの場合に市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる仕組みがございます。１つ目は、生産緑地に指定されてから３０年が経過した場合、２つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、３つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合でございます。２つ目と３つ目の場合に買取り申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要があります。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者です。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。今回、この主たる従事者についての証明願いが提出されました。市長へ生産緑地を買い取るよう申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を、申出受付の日から１か月以内に行います。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う当業者への斡旋をして、斡旋が整わなければ買取申出を受けた日から３か月後に行為制限の解除が申出者に通知されるという仕組みでございます。

それでは、受付番号 1 番でございます。申請者は、大谷■■■■■■■■
■■、■■■■■■■でございます。買取り申出事由は、生産緑地法施行規則

第5条第2号に該当する項目であり、欄外の※にあるとおり、1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したものでございます。買取り申出事由発生日は、令和6年12月4日、買取り申出事由発生者は、申請者と同じでございます。買取り申出をする生産緑地は、大谷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■平米でございます。現地の案内図、写真及び公図は、資料2-1、2-2を御覧ください。事務局で3月13日に現地確認をしたところ、写真のとおり農地として管理がされております。これらのことから、この証明の発行につきまして問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)非農地証明書の証明願いによる専決処分について(報告)を案件といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、議案書8ページ、受付番号1、申請地は、上河内■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、宅地、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。申請者は、上河内■■■■■■■■■■、■■■■、現在の状況ですが、住宅及び倉庫、共同住宅となっております。案内図及び現地の写真につきましては、資料3-1でございます。2

月5日に、農地小委員会の20番委員、11番委員、4番委員、15番委員、18番委員と事務局職員とで現地確認調査に行き、確認いたしました。また、固定資産所有証明を確認し、宅地としての経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地証明であることを証明いたしました。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

農地小委員会の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 今、事務局から説明がありましたとおり、本件につきましては、県が示している運用項目の7項目全てを満たしており、非農地証明の発行について妥当であると判断し、事務局より発行することにいたしました。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、報告については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号2について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 先に訂正させてもらってよろしいでしょうか。地目の■■■■■の現況地目なのですけれども、こちら、田になってしまっておりまして、こちらを宅地という形で訂正させていただければと思います。申し訳ございません。

受付番号2、申請地は、門沢橋■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、もう1筆、■■■■■、登記簿地目、畑、2つ合わせまして■■■平米ということです。申請者は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■さんです。現在の状況ですが、申請地は、住宅用の敷地として使用されております。案内図と現地の写真につきましては、資料4-1を御覧ください。土地の経

過につきましてですが、申請地は、入り口部分にある次男の農家分家住宅の転用許可後の平成24年から農地として使用されてはならず、10年以上、その敷地の一部として使用されていました。今回、土地所有者の■■■■さんからの相談がありまして、申請に至りました。農地小委員会の各委員の皆様と事務局で現地確認を行いまして、現況は農地として利用されてはいないということを確認いたしました。また、航空写真なども確認いたしまして、転用後の経過年数が10年以上であることを客観的な資料からも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該農地は非農地に該当すると判断いたしまして、非農地証明を発行いたしました。

以上でございます。

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

それでは、受付番号2について、質疑のある方はどうぞ。

【19番委員】 非農地ということ自体が私たちとしてはよく分からないんです。非農地証明というのはどういうことなのかというのを簡単に説明していただければと思います。

【主査】 非農地証明なんですけど、制度自体は20年以上前からありまして、農地法の許可を必要とまではやしていないと、農地ではないという扱いにできるものを非農地という扱いにして証明書を出して、登記簿、通常、その場合は登記簿が農地で残っていて、現況が違う用途で使われてしまっている場合に、そういった証明を出して、なるべく登記簿の地目と現況に合った登記にしていくといったところが本来の目的であって、積極的に違反を認めるとか、そういうものではないという制度でございます。非農地証明を出すものについても、先ほど7項目とかありましたが、10年以上、違反の追及を受けていないとか、そういった項目がありますので、それに沿ったものが非農地証明として発行されるというものになっております。

以上です。回答になっていきますでしょうか。

【19番委員】 20年ぐらい前のことから遡ればいいんですか。30年、40年前

のことは関係ないの。

【主 査】 期間としては、１０年以上、農地としては使われていないというのが、期間としては１０年です。先ほど２０年というのは、制度として仕組みができ上がったのが２０年ちょっと前から運用され始めたという感じです。

【議長】 この件につきましての農地小委員会の意見をお伺いしたいと思います。

8 番委員。

【８番委員】 この件につきましては、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、非農地証明を発行しました■■さんの件につきまして、３月１４日の金曜日なんですけれども、会長と農地小委員会の委員７名並びに地元の１３番委員、それと事務局で現地の調査をしてまいりました。農地小委員会全体の意見としては、住宅の敷地として使用されていると認められ、県が示している運用指針ですね、これの７項目全てを満たしており、非農地証明の発行については妥当であると判断して、事務局より、非農地証明を発行したということであります。

以上、報告いたします。

【議長】 この件につきまして、もう1度、質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、報告については了承したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】異議なしと認めます。よって、承認いたします。

次に、議案書 9 ページ、(2) 生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号２３７について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地の幹旋について、生産緑地番号 2 3 7 番でございます。所在地は、杉久保■■■■■■■■■■、現況は畑、登記簿地目、畑、面積、■■■平米、ほか 2 筆、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料 5－1 を御覧ください。令和 7 年 1 月 2 2 日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の

定による許可申請についてでご説明いたしました筆と同様の筆でございます。今回、売買されるということで、その前にこの使用貸借権の解約という形で手続が行われました。事務局で3月13日に現地調査を行いまして、農地として管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書11から12ページ、(4)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

11ページの農地法第4条の3件、12ページの5条の3件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 市街化区域内の農地転用の届出についてのご報告です。まず議案書11ページを御覧ください。こちらは農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間については、令和7年2月1日から2月28日まで、受付番号3から5の3件で、畑、■■■平米、合計、■■■平米という形です。

続きまして、議案書12ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間については、先ほどと同じく令和7年2月1日から2月28日、受付番号8から10までの合計3件で、田が■■■平米、畑が■■■■■平米、合計が■■■■■平米でございます。これらについて、専決処分で受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

(「なし」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

だくようにしております。

それでは、受付番号2から4を一括でご説明いたします。

現地の案内図及び公図につきましては、資料6－1を御覧ください。

まずは受付番号2です。申請地は、上郷■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、面積、■■■平米、土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■でございます。

続きまして、受付番号3、申請地は、上郷■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、面積、■■■平米、土地所有者は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■でございます。

最後に、受付番号4、申請地は、上郷■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、面積、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■でございます。

各土地の使用人は、いずれも柏ケ谷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■、各土地の事業主は、勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、令和7年度（仮称）上郷河原口線道路新設工事（北側側道部）、目的は、同工事のヤードとして使用したいとのことでございます。使用期間は、令和7年4月1日から令和7年5月31日までです。なお、本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を発送いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見は私のほうからお話をしたいと思います。

今回のこのあれは、上郷河原口新設道路ということで、先日、道路のほうは開通しましたけれども、その工事ヤードで使っていた土地でございます。原状回復ということで、天候等いろいろな面で遅くなって、もう2か月延長してほしいという旨、話がございました。今までも大きな問題もなく進めておりましたので、格段、問題はないかと思います。

以上です。

それでは、受付番号1から4について、一括して質疑をお受けいたしま

す。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

続きまして、2 ページ、受付番号 5 について、事務局から説明をお願いします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号５でございます。現地の案内図及び公図につきましては、資料７－１を御覧ください。

申請地は、本郷■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、
田、面積、■■■平米のうち■■■■■■■平米、ほか8筆、議案書のとおり
でございます。土地所有者は、本郷■■■■■■■、■■■■■、ほか3名で
ございます。土地の使用人は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■
■■■■■、代表取締役■■■■■、土地の事業主は、勝瀬175番地の1、海老
名市長内野優、工事名は、本郷地区農地耕作条件改善事業農作業道整備工
事（第3工区）、目的は、同工事に伴う道路整備、作業用通路及び資材等
の置場として使用したいとのことです。使用期間は、令和7年4月1日か
ら令和7年5月30日までです。本日、委員の皆様にご承知いただきまし
たら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を送付いた
します。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【１２番委員】 この議案について、昨年からの農道整備事業の延長でございまして、下にシート及び鉄板を敷いて工事用のヤードとして使うということでございます。何ら問題点はないと申し上げます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承いたします。
次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ありません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。
2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 以上をもちまして、令和7年第3回定例総会を閉会とさせていただきます。

なお、私も職務代理者として役目を果たさせていただきましたことに対し
まして、皆様のご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げまして、
大変ありがとうございました。

以上でございます。

— 了 —